

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県公安委員会委員長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 笠間警察署	監査実施年月日 令和2年1月30日
○監査の結果 公共料金の自動口座振替払いのための預金について、通帳等の管理が不十分であり、入出金にかかる内部チェック体制が有効に機能しなかったことから、不正な払出が行われたことは適切でない。	
○措置状況 警察本部長より全所属に対し公金等管理要領の再徹底を通達するとともに、全警察署に対して本部会計課の特別巡回指導を実施した。また、本部内の全所属の会計担当幹部を対象に教養を実施した。さらに、警察本部の行う会計の監査において、通帳等の管理について確認を行った。 この他、警察署において随時行う点検の際に使用している「会計事務チェックリスト」の点検項目を見直し、内部の点検を強化するとともに、会計事務局長通知を周知徹底するため、その内容を踏まえて作成した執務資料を全所属に配布した。	